

## 第 2 9 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日           平成 3 0 年 7 月 1 3 日（金）           午前 1 0 時 0 5 分
2. 開会の場所           鶴田町役場                               3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
3. 閉会の年月日           平成 3 0 年 7 月 1 3 日（金）           午後 1 0 時 4 7 分

### 4. 出席委員（16人）の番号及び氏名

1 番 澁 谷 秀 明	2 番 太 田 豪	3 番 成 田 悦 夫	4 番 高 橋 洋 美
5 番 三 浦 久 利	6 番 佐 藤 正 悟	7 番 棟 方 廣 光	8 番 川 村 博 行
9 番 澁 谷 和 仁	10 番 貴 田 徳 正	11 番 瀬 戸 弘 之	12 番 石 村 孝 憲
13 番 瓜 田 良 一	14 番 相 馬 一 二	15 番 下 山 勝 源	16 番 成 田 春 光

### 5. 欠席委員（0人）

なし

### 6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 参与及び書記の任命
- 第 3 議案第 1 3 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について  
 議案第 1 3 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
 議案第 1 3 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について  
 議案第 1 3 7 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
 議案第 1 3 8 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
 報告第 7 5 号 農地中間管理事業による貸借の開始について  
 報告第 7 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出書の受理について  
 報告第 7 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下 山 和 洋	事務局次長 石 村 浩 一	総括主幹 齋 藤 千 帆	主事 阿 保 龍 治
--------------	---------------	--------------	------------

### 8. 会議の概要

開会   午前 1 0 時 0 5 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長   只今の出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
 これより、第 2 9 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1 3 番瓜田良一委員と、1 4 番相馬一二委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長   異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りたいと思いますが、その前に議案第134号No.2の下段の地番が記載されておきませんので、お手元に配布の議案と差し替えをお願いするとともに、議案第134号から議案第138号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長

異議がないので、そのようにさせていただきます。  
まず最初に、議案第134号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局

議案第134号農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について。  
農地法施行令第15条1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事へ送付するため意見を求める。  
この件は2件ございます。  
場所につきましては、配付している資料の「第29回総会 議案第130号 第5条農地転用許可申請位置図」でご確認ください。  
No.1の土地の表示は、○○○○○○○○○外2筆、地目は畑で、合計面積が4504㎡です。  
申請理由は、風力発電設備建設工事用の仮設の資材置場となっています。  
農地区分は第3種農地です。第3種農地及び一時転用は、原則許可できることとなっておりますので許可相当と認められます。  
次に、No.2の土地の表示は、○○○○○○○○○外1筆、地目は田で、合計面積が456㎡です。  
申請理由は、送電線埋設のための仮設工事用地となっています。  
農地区分は第1種農地です。第1種農地は、原則不許可ですが、不許可の例外として、一時転用の場合は許可できることとなっておりますので許可相当と認められます。  
以上よろしく願います。

議長

それでは、議案第134号について、現地調査をした委員から、報告をお願いします。  
14番、相馬一二委員。

相馬委員

はい、14番、相馬です。それでは報告をいたします。  
去る7月5日、瓜田良一委員、事務局と現地調査をいたしました。  
No.1の場所は町道相原6号線沿いの、鶴田小学校から北へ約100mあたりに位置している、畑の転用申請であります。  
申請地の面積は、4504㎡で、転用目的は、風力発電設備建設工事用の仮設の資材置場です。  
申請地の周りは、宅地であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。  
次に、No.2の場所は新田子集落の北の外れにある変電所の西側約100mあたりに位置している、田の転用申請であります。  
申請地の面積は、456㎡で、転用目的は、送電線埋設のための仮設工事用地です。  
申請地の周りは、水田と農道及び線路であるが、送電線の埋設後、水田に復元するので、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。  
以上、報告を終わります。

議長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第135号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。  
13番、瓜田良一委員。

瓜田委員

はい、13番瓜田です。それでは、報告をいたします。  
去る7月5日、相馬一二委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件、使用貸借が1件です。  
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。  
以上です。

議 長 それでは、議案第135号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第135号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。  
本案件については普通売買が1件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第136号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第136号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。  
本案件は1件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。  
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま  
す。  
契約期間は記載のとおりです。  
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第137号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第137号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったの  
で、決定を求める。  
本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件  
を満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第138号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第138号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったの  
で、決定を求める。

本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第134号から議案第138号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第75号について事務局より説明願います。

事務局 報告第75号農地中間管理事業による貸借の開始について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画が県知事より認可され、農地中間管理事業による貸借が開始となったので報告する。

報告件数は3件です。貸借については記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 次に、報告第76号について事務局より説明願います。

事務局 報告第76号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

事務局 報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。

No.1からNo.7については、相続により所有権を取得したものです。

以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

議 長

暫時休憩します。(午前10時19分)

再開します。(午前10時46分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第29回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午前10時47分)